

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則（平成十三年東京都規則第三十四号）新旧対照表

改正案

現行

目次（現行のとおり）

第一条から第四条の十二まで（現行のとおり）

（その他削減量）

第四条の十三（現行のとおり）

一 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則（平成二十四年経済産業省令第四十六号）附則第九条の規定によりなお効力を有するものとされた同省令附則第八条の規定による廃止前の電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法施行規則（平成十四年経済産業省令第百十九号。以下「なお効力を有する旧特別措置法施行規則」という。）第一条第二項に規定する新エネルギー等電気相当量（規模、方法等について知事が別に定める発電によるものに限る。）を前条第三項の方法により特定温室効果ガス排出量の削減量に換算した量

二及び三（現行のとおり）

第四条の十三の二（現行のとおり）

（義務充当の失効）

第四条の十四（現行のとおり）

一（現行のとおり）

ア 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号）附則第十二条の規定によりなお効力を有するものとされた同法附則第十一条の規定による廃止前の電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法（平成十四年法律第六十二号）第六条の規

目次（略）

第一条から第四条の十二まで（略）

（その他削減量）

第四条の十三（略）

一 電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法施行規則（平成十四年経済産業省令第百十九号）第一条第二項に規定する新エネルギー等電気相当量（規模、方法等について知事が別に定める発電によるものに限る。）を前条第三項の方法により特定温室効果ガス排出量の削減量に換算した量

二及び三（略）

第四条の十三の二（略）

（義務充当の失効）

第四条の十四（略）

一（略）

ア 電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法（平成十四年法律第六十二号）第六条の規定による基準利用量の減少

定による経過措置利用量の減少 イ及びウ (現行のとおり)	二 (現行のとおり) (現行のとおり)
---------------------------------	------------------------

2 (現行のとおり)

第四条の十五から第四条の二十一の三まで (現行のとおり)

(管理口座の開設)

第四条の二十一の四 (現行のとおり)

2 (現行のとおり)

一から五まで (現行のとおり)

六 開設を希望する口座の数 (一般管理口座の場合に限る。)

七 第四条の二十一の六の二第一項の規定による関連付けを希望する指定管理口座の口座番号、当該指定管理口座に係る指定地球温暖化対策事業所の名称、所在地及び指定番号並びに開設しようとする一般管理口座と当該指定管理口座との関係 (一般管理口座の場合であつて、同項の規定による関連付けを希望するときに限る。)

3から8まで (現行のとおり)

第四条の二十一の五から第四条の二十一の六まで (現行のとおり)

(一般管理口座と指定管理口座との関連付け)

第四条の二十一の六の二 一般管理口座と指定管理口座との間の振替可能削減量の振替は、相互に関連付けられた一般管理口座と指定管理口座との間でのみ行うことができる。

2 前項の規定による関連付けは、当該関連付けを希望する一般管理口座の口座名義人であつて、かつ、当該関連付けを希望する指定管理口座の口座名義人又は口座管理者である者の申請に基づき、知事が行うものとする。

3 前項の申請は、別記第一号様式の十八の二の乙による一般管理口座

イ及びウ (略)	二 (略) (略)
----------	--------------

2 (略)

第四条の十五から第四条の二十一の三まで (略)

(管理口座の開設)

第四条の二十一の四 (略)

2 (略)

一から五まで (略)

六 開設を希望する口座の数 (一般管理口座に限る。)

3から8まで (略)

第四条の二十一の五から第四条の二十一の六まで (略)

開設申請書又は第一号様式の十八の九による一般管理口座等に係る
関連付け申請書により行わなければならない。

4 第一項の規定による関連付けに係る解除は、同項の規定により指定
管理口座と関連付けられた一般管理口座（以下「特定一般管理口座」
という。）の口座名義人である者の申請に基づき、知事が行うものと
する。

5 前項の申請は、別記第一号様式の十八の九の二による特定一般管理
口座等に係る関連付け解除申請書により行わなければならない。

（振替可能削減量の振替等の記録）

第四条の二十一の七（現行のとおり）

指定管理口座	超過削減量（特定一般管理口座から移転されたものを除く。）	一般管理口座	振替可能削減量（処分 の制限に関する事項 の記録があるものを 除く。）
特定一般管理口座	二 （現行のとおり）	一 指定管理口座	

（振替可能削減量の振替等の記録）

第四条の二十一の七（略）

指定管理口座	超過削減量（一般管理口座から移転されたものを除く。）	一般管理口座	振替可能削減量（処分 の制限に関する事項 の記録があるものを 除く。）
当該指定管理口座の 口座名義人又は口座 管理者が開設を受け た一般管理口座のうち、 超過削減量の移転 先として知事が登録 したもの（以下「移転 先一般管理口座」とい う。）	二 （略）	一 当該一般管理口 座の口座名義人が 開設を受け、又は口 座管理者となつて いる指定管理口座 のうち、振替可能削 減量の移転先とし て知事が登録した もの（以下「移転先 指定管理口座」とい う。）	

2) (現行のとおり)

3) (現行のとおり)

第四条の二十一の七の二 (現行のとおり)

(振替可能削減量の振替等の申請)

第四条の二十一の八 (現行のとおり)

2) (現行のとおり)

3) (現行のとおり)

1) (現行のとおり)

二 その他削減量のうち第四条の十三第一号に該当するもの なお効力を有する旧特別措置法施行規則第五条第三項の規定により開設された口座において新エネルギー等電気相当量の減量の記録がされたことを証する書類(当該その他削減量を電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第二条第一項に規定する電気事業者の発電所(変電所を含む。)の削減義務の履行に充てる場合を除く。)

三及び四 (現行のとおり)

4) (現行のとおり)

第四条の二十一の九から第四条の二十一の十五まで (現行のとおり)

(削減量口座簿による情報の開示)

2) 次の表の上欄に掲げる管理口座の登録及び登録の抹消に係る申請

は、当該下欄に定める一般管理口座(以下「特定一般管理口座」という。)の口座名義人が、別記第一号様式の十八の九による特定一般管理口座登録(登録抹消)申請書により行わなければならない。

移転先一般管理口座	移転先一般管理口座
移転先指定管理口座	移転先指定管理口座への移転元となる一般管理口座

3) (略)

4) (略)

第四条の二十一の七の二 (略)

(振替可能削減量の振替等の申請)

第四条の二十一の八 (略)

2) (略)

3) (略)

1) (略)

二 その他削減量のうち第四条の十三第一号に該当するもの 電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法施行規則第五条第三項の規定により開設された口座において新エネルギー等電気相当量の減量の記録がされたことを証する書類(当該その他削減量を電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法第二条第一項に規定する電気事業者の発電所(変電所を含む。)の削減義務の履行に充てる場合を除く。)

三及び四 (略)

4) (略)

第四条の二十一の九から第四条の二十一の十五まで (略)

(削減量口座簿による情報の開示)

第四条の二十一の十六 (現行のとおり)

一から三まで (現行のとおり)

四 指定地球温暖化対策事業所の名称及び所在地(公表することより
保安上重大な影響を与える事項として知事が認める事項を除く。)

(指定管理口座の場合に限る。)

2 (現行のとおり)

(添付書類)

第四条の二十一の十七 (現行のとおり)

一から六まで (現行のとおり)

七 第四条の二十一の六の二第三項の一般管理口座等に係る関連付
け申請書

七の二 第四条の二十一の六の二第五項の特定一般管理口座等に係
る関連付け解除申請書

八から十六まで (現行のとおり)

2 (現行のとおり)

第四条の二十一の十八から第五条の四の二まで (現行のとおり)

(充当記録)

第五条の四の三 (現行のとおり)

2 前項の義務充当のうち、特定地球温暖化対策事業者であった者から
の申請に基づくものにあつては、第四条の二十一の七第三項の規定に
かわらず、当該特定地球温暖化対策事業者であった者を口座名義人
とする一般管理口座に記録されている振替可能削減量において減少
の記録をし、当該義務充当に係る指定地球温暖化対策事業所の指定管
理口座を経由して、知事の管理口座において当該減少の記録により減
少した量と同量の増加の記録をすることにより行うものとする。

第五条の五から第八十三条まで (現行のとおり)

別表第一から別表第二十まで (現行のとおり)

第四条の二十一の十六 (略)

一から三まで (略)

四 指定地球温暖化対策事業所の名称及び所在地(公表することより
保安上重大な影響を与える事項として知事が認める事項を除く。)

(指定管理口座に限る。)

2 (略)

(添付書類)

第四条の二十一の十七 (略)

一から六まで (略)

七 第四条の二十一の七第二項の特定一般管理口座登録(登録抹消)
申請書

八から十六まで (略)

2 (略)

第四条の二十一の十八から第五条の四の二まで (略)

(充当記録)

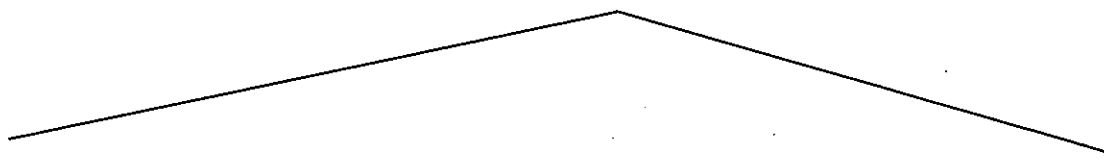
第五条の四の三 (略)

2 前項の義務充当のうち、特定地球温暖化対策事業者であった者から
の申請に基づくものにあつては、第四条の二十一の七第四項の規定に
かわらず、当該特定地球温暖化対策事業者であった者を口座名義人
とする一般管理口座に記録されている振替可能削減量において減少
の記録をし、当該義務充当に係る指定地球温暖化対策事業所の指定管
理口座を経由して、知事の管理口座において当該減少の記録により減
少した量と同量の増加の記録をすることにより行うものとする。

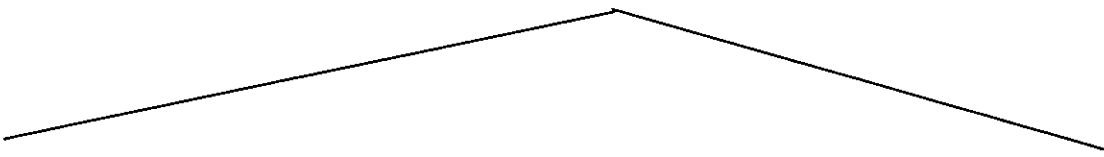
第五条の五から第八十三条まで (略)

別表第一から別表第二十まで (略)

別記第一号様式及び第一号様式の二 (現行のとおり)



別記第一号様式及び第一号様式の二 (略)



【教示】

- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、東京都知事に対して異議申立てをすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）。
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、東京都を被告として（訴訟において東京都を代表する者は東京都知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

指定地球温暖化対策事業所指定通知書

第 年 月 日

殿

東京都知事



都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第5条の8第1項の規定により次のとおり指定地球温暖化対策事業所として指定したので、同条第4項の規定により通知します。

事業所の名称	
事業所の所在地	
指定番号	
指定の理由	
備考	

【教示】

- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、東京都知事に対して異議申立てをすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）。
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、東京都を被告として（訴訟において東京都を代表する者は東京都知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

指定地球温暖化対策事業所指定通知書

第 年 月 日

殿

東京都知事



都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第5条の8第1項の規定により次のとおり指定地球温暖化対策事業所として指定したので、同条第4項の規定により通知します。

事業所の名称	
事業所の所在地	
指定番号	
備考	

【教示】

- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、東京都知事に対して異議申立てをすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）、
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、東京都を被告として（訴訟において東京都を代表する者は東京都知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

特定地球温暖化対策事業所指定通知書

第 年 月 日 号

殿

東京都知事



都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第5条の8第3項の規定により次のとおり特定地球温暖化対策事業所として指定したので、同条第4項の規定により通知します。

事業所の名称	
事業所の所在地	
指定番号	
指定の効力の発生日	年 月 日
指定の理由	
指定の条件	
備 考	

【教示】

- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、東京都知事に対して異議申立てをすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）、
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、東京都を被告として（訴訟において東京都を代表する者は東京都知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

特定地球温暖化対策事業所指定通知書

第 年 月 日 号

殿

東京都知事



都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第5条の8第3項の規定により次のとおり特定地球温暖化対策事業所として指定したので、同条第4項の規定により通知します。

事業所の名称	
事業所の所在地	
指定番号	
指定の効力の発生日	年 月 日
指定の条件	
備 考	

別記第一号様式の五から第一号様式の十八の二の甲まで
り
(現行のお)

別記第一号様式の五から別記第一号様式の十八の二の甲まで
(略)

年 月 日

東京都知事 殿

住 所
氏 名

(法人にあっては名称、代表者の氏名
及び主たる事務所の所在地)

一般管理口座開設申請書

部品の検査と安全を確保する環境に関する条例第5条の21第3項の規定により一般管理口座の開設を次のとおり申請します。

口座を開設できる者の種類											
口座の開設条件に関する事項											
公表を希望する事項											
開設を希望する口座の数											
関連付けを希望する指定管理口座等に関する情報	<table border="1"> <tr> <td>指定管理口座番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>事業所の名称</td> <td></td> </tr> <tr> <td>事業所の所在地</td> <td></td> </tr> <tr> <td>指定番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>開設しようとする一般管理口座と指定管理口座との関係</td> <td> 1 申請者は、指定管理口座の口座名義人である。 2 申請者は、指定管理口座の口座管理者である。 </td> </tr> </table>	指定管理口座番号		事業所の名称		事業所の所在地		指定番号		開設しようとする一般管理口座と指定管理口座との関係	1 申請者は、指定管理口座の口座名義人である。 2 申請者は、指定管理口座の口座管理者である。
指定管理口座番号											
事業所の名称											
事業所の所在地											
指定番号											
開設しようとする一般管理口座と指定管理口座との関係	1 申請者は、指定管理口座の口座名義人である。 2 申請者は、指定管理口座の口座管理者である。										
添 付 書 類	別添のとおり										
振替可能削減量の管理を行う部署等の連絡先	(電話番号)										
※受付欄											

(日本工業規格A列4番)

- 備考 1 「関連付けを希望する一般管理口座等に関する情報」欄は、一般管理口座と指定管理口座との関連付けを希望する場合に記入すること。
 2 「開設しようとする一般管理口座と指定管理口座との関係」欄は、該当する番号を○で囲むこと。
 3 ※印の欄には、記入しないこと。

年 月 日

東京都知事 殿

住 所
氏 名

(法人にあっては名称、代表者の氏名
及び主たる事務所の所在地)

一般管理口座開設申請書

部品の検査と安全を確保する環境に関する条例第5条の21第3項の規定により一般管理口座の開設を次のとおり申請します。

口座を開設できる者の種類	
口座の開設条件に関する事項	
公表を希望する事項	
開設を希望する口座の数	
添 付 書 類	別添のとおり
振替可能削減量の管理を行う部署等の連絡先	(電話番号)
※受付欄	

(日本工業規格A列4番)

- 備考 ※印の欄には、記入しないこと。

別記第一号様式の十八の三から第一号様式の十八の八まで
（現行のと
おり）

別記第一号様式の十八の三から第一号様式の十八の八まで
（略）

年 月 日

東京都知事 殿

住 所
氏 名 ㊟
〔法人にあっては名称、代表者の氏名
及び主たる事務所の所在地〕

特定一般管理口座等に係る関連付け解除申請書

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則第4条の21の6の2第4項の規定により特定一般管理口座と指定管理口座との関連付けの解除を次のとおり申請します。

関連付けを解除しようとする特定一般管理口座に係る情報	口 座 番 号 口 座 名 義 人 の 氏 名 (法人にあっては、名称 及び代表者の氏名) 口 座 名 義 人 の 住 所 (法人にあっては、主たる 事務所の所在地)	
関連付けを解除しようとする指定管理口座に係る情報	口 座 番 号 事 業 所 の 名 称 事 業 所 の 所 在 地 指 定 番 号	
添 付 書 類	別添のとおり	
振替可能削減量の管理を行う部署等の連絡先	(電話番号)	
※受付欄		

(日本工業規格A列4番)

備考 ※印の欄には、記入しないこと。

年 月 日

東京都知事 殿

住 所
氏 名 ㊟
〔法人にあっては名称、代表者の氏名
及び主たる事務所の所在地〕

一般管理口座等に係る関連付け申請書

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則第4条の21の6の2第2項の規定により一般管理口座と指定管理口座との関連付けを次のとおり申請します。

関連付けを希望する一般管理口座に係る情報	口 座 番 号 口 座 名 義 人 の 氏 名 (法人にあっては、名称 及び代表者の氏名) 口 座 名 義 人 の 住 所 (法人にあっては、主たる 事務所の所在地)	
関連付けを希望する指定管理口座に係る情報	口 座 番 号 事 業 所 の 名 称 事 業 所 の 所 在 地 指 定 番 号	
関連付けを希望する一般管理口座と指定管理口座との関係	1 一般管理口座の口座名義人は、 指定管理口座の口座名義人である。 2 一般管理口座の口座名義人は、 指定管理口座の口座管理者である。	
添 付 書 類	別添のとおり	
振替可能削減量の管理を行う部署等の連絡先	(電話番号)	
※受付欄		

(日本工業規格A列4番)

備考 1 「関連付けを希望する一般管理口座と指定管理口座との関係」欄は、該当する番号を○で囲むこと。
2 ※印の欄には、記入しないこと。

年 月 日

東京都知事 殿

住 所
氏 名 ㊟
〔法人にあっては名称、代表者の氏名
及び主たる事務所の所在地〕

特定一般管理口座登録(登録抹消)申請書

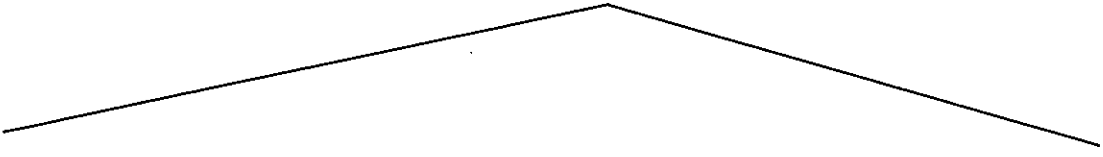
都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則第4条の21の7第2項の規定により特定一般管理口座の登録(登録抹消)を次のとおり申請します。

申 請 の 種 別	1 登録	2 登録の抹消
申 請 内 容	1 移転先一般管理口座の登録(登録の抹消) 2 移転先指定管理口座の登録(登録の抹消) 3 1及び2	
特定一般管理口座情報	口 座 番 号 口 座 名 義 人 の 氏 名 (法人にあっては、名称 及び代表者の氏名) 口 座 名 義 人 の 住 所 (法人にあっては、主たる 事務所の所在地)	
指定管理口座に係る情報	口 座 番 号 事 業 所 の 名 称 事 業 所 の 所 在 地 指 定 番 号	
特定一般管理口座と指定管理口座との関係	1 特定一般管理口座の口座名義人は、 指定管理口座の口座名義人である。 2 特定一般管理口座の口座名義人は、 指定管理口座の口座管理者である。	
添 付 書 類	別添のとおり	
振替可能削減量の管理を行う部署等の連絡先	(電話番号)	
※受付欄		

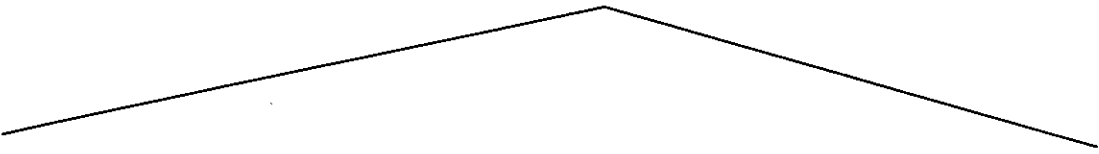
(日本工業規格A列4番)

備考 1 ※印の欄には、記入しないこと。
2 「申請の種類」欄、「申請内容」欄及び「特定一般管理口座と指定管理口座との関係」欄は、該当する番号を○で囲むこと。

別記第一号様式の十八の十から第二号様式の二まで (現行のとおり)



別記第一号様式の十八の十から第二号様式の二まで (略)



第2号様式の3 (第5条の6関係)

検証機関登録申請者略歴書			
検証機関登録申請者との関係		1 本人 2 法定代理人(当該法定代理人が法人である場合にあっては、その役員) 3 役員	
職氏名		生年 月日	年 月 日
略 歴	期 間 自 年 月 日 至 年 月 日	職務内容又は業務内容	
	上記のとおり相違ありません。 年 月 日 氏 名		

(日本工業規格A列4番)

備考 「検証機関登録申請者との関係」欄は、該当する番号を○で囲むこと。

第2号様式の3 (第5条の6関係)

検証機関登録申請者略歴書			
検証機関登録申請者との関係		1 本人 2 法定代理人(当該法定代理人が法人である場合にあっては、その役員) 3 役員	
現住所		〒 _____ 電話 () _____	
職氏名		生年 月日	年 月 日
略 歴	期 間 自 年 月 日 至 年 月 日	職務内容又は業務内容	
	上記のとおり相違ありません。 年 月 日 氏 名		

(日本工業規格A列4番)

備考 「検証機関登録申請者との関係」欄は、該当する番号を○で囲むこと。

別記第二号様式の四から第三十九号様式まで
(現行のとおり)

別記第二号様式の四から別記第三十九号様式まで
(略)